

自由民主党総裁 小泉純一郎殿 公明党代表 神崎武法殿 民主党代表 小沢一郎殿

> 2006年6月5日 社団法人 自由人権協会 代表理事 弘中惇一郎 同 紙谷 雅子 同 田中 宏

同

庭山正一郎

## 憲法改正手続法案に反対する声明

## 声明の趣旨

自由人権協会(JCLU)は、憲法改正手続法案に強く反対します。

## 声明の理由

当協会は、1947年、日本国憲法施行の年に誕生し、基本的人権の擁護を 唯一の目的として活動している社団法人です。

5月26日、与党は、「日本国憲法の改正手続に関する法律案」(以下、「与党案」といいます。)を今国会に上程しました。現時点において発表されている政党の改憲案が現憲法の理念を後退させるおそれが強いだけに、当協会は、与党案に対し反対を表明いたします。

与党案は、2001年11月に発表された憲法調査推進議員連盟案に若干の修正を施し、与党協議会実務者会議が了承した法案を再検討した結果といわれています。この法案化作業の過程にあって、当協会をはじめとする市民団体・マスコミ・弁護士会・国会関係者など世論から強い批判を受けて、国民運動の規制などに関して一定の見直しがされたことは、当然とはいえ世論の批判の重要性を再認識させるものでした。しかし、これらの見直しを経ても、与党案は、当協会が昨年4月1日に発表した「憲法改正国民投票法案に反対する声明」で述べた批判にも、また従前の世論の批判にまだ十分に応えたものではありません。

したがって当協会は、与党案は抜本的な修正が必要と考えます。具体的には 少なくとも、 投票権者の範囲、 周知期間、 特定公務員の運動禁止、 公 務員・教育者の地位利用禁止、 買収罪の設置、 必要過半数の定義、 周知・ 広報のあり方、 効力確認訴訟、 憲法審査会の権能、の各点が再検討され修 正されるべきであります。

冒頭に指摘したとおり、現今の政治状況を踏まえると、現時点で憲法改正の手続法を制定することは、現憲法の理念を毀損する改正への道を開く結果を招来する危険性があります。民主党も5月26日に「日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案」を上程していますが、与党案を一部改善したところがあるものの、なお多くの点で疑問が残っているため、当協会は、民主党の法案にも同様に反対します。

なお、本声明は、5月27日当協会定時総会における緊急討論を経て、発表 するもので、具体的な問題点については、改めて見解を明らかにする予定です。

以 上

2/2